

愛媛県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流促進事業委託業務 仕様書

1 目的

本委託業務は、台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流促進に関する覚書に基づき、同市との交流を促進し、本県の認知度向上と交流人口拡大による地域経済の活性化につなげることを目的とする。

2 業務名

愛媛県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流促進事業委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで



4 業務内容

受託者は、委託者、台湾嘉義市の野球チーム、県内野球関係者等と十分に連携して、以下の業務を遂行すること。

(1) 台湾嘉義市の野球チームに係る招へい・アテンド業務

台湾嘉義市の野球チーム(監督・コーチ・選手の計25名程度)を本県に招へいするとともに、本県滞在中のアテンド業務(同行・案内・通訳等)を行う。

ア 台湾嘉義市の野球チームの本県滞在日程は、令和6年8月7日(水)～11日(日)の4泊5日、移動手段はバスを想定し、具体的な行程(宿泊先、観光案内先等)を提案すること。

イ 台湾から松山空港までの往復渡航に関しては、台湾側において航空券を手配し、経費負担をするため、当該委託業務には含めない。また、4泊5日のうち、1泊分の宿泊、1日分のバスに係る経費は、台湾側の負担を予定している。

(備考)

※1 委託者において、台湾の国立嘉義大学野球部に対し、上記日程での来県(台北桃園国際空港⇄松山空港の直行便を活用)を依頼している。ただし、同大学野球部の来県は未確定であり、来県が実現できない場合には、受託者が委託者と連携し、台湾嘉義市の野球チームなどを招へいすること。

また、四国地区大学野球連盟に対し、参加協力を依頼している。

※2 委託者において、昨年10月、台湾嘉義市政府に対し、少年野球チームの派遣について検討してほしい旨を打診している。

(2) 台湾嘉義市の野球チームとの交流試合の開催業務

ア 台湾嘉義市の野球チームと本県野球チームとの交流試合として、以下の2試合を開催する。

(ア) 日程：令和6年8月8日(木) ナイター
場所：宇和島市丸山公園野球場

(イ) 日程：令和6年8月9日(金) ナイター
場所：坊っちゃんスタジアム

イ 交流試合の運営業務(球場、審判、ボールボーイ、通訳の手配等)を行う。

(3) 交流イベント等の開催業務

ア 台湾嘉義市の野球チームと本県野球チーム等との交流イベントを開催する。
内容は、本県の文化や観光などを紹介するものとし、今後の交流促進につながるものとする。

イ 野球交流の機運醸成イベントを開催する。

内容は、本県と台湾の野球関係者等が参加し、野球文化や交流などの機運醸成につながるものや、坊っちゃん劇場のミュージカル「KANO～1931 甲子園まで 2000 キロ」と連携するなど、今後の交流促進につながるものとする。

ウ ア、イについて適切に通訳を配置する等、イベントが円滑に行われるよう工夫すること。

(4) 本県と嘉義市との交流促進に関するテレビ番組等の制作・放送・発信業務

本県と嘉義市の更なる交流につなげるため、上記(1)～(3)の交流内容等を紹介する特別番組の制作・放送を行うほか、特別番組以外の情報発信にも取り組むこと。なお、当番組における協賛スポンサーは受託者に一任する。

5 成果品等

(1) 業務完了報告書（成果報告及び収支決算書）

(2) テレビ番組、イベント及び広報内容等を記録した電子媒体
（具体的には双方協議により決定）

6 留意事項

(1) 著作権

本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利については、委託者に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、委託者等と十分に連絡をとり、情報共有の上、随時協議しながら進めること。

(2) 費用対効果、法令や環境、感染症等の安全に配慮した業務に努めること。

- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。）。
- (4) 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- (5) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (7) 本業務は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて委託者と受託者とで協議の上、対応することとする。
- (8) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、その都度委託者と受託者とで協議の上、決定すること。